

掲 示

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和8年1月16日

鹿児島県知事

塩田 康一



- 1 解除予定保安林の所在場所
鹿児島市・南九州市（以上，2市国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は，省略し，その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び姶良市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第19号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和8年1月16日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
熊毛郡屋久島町楠川字喜三太道1310番、1311番1、1312番、1313番1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び屋久島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第20号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和8年1月16日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所
鹿児島市・南九州市（以上2市国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第21号

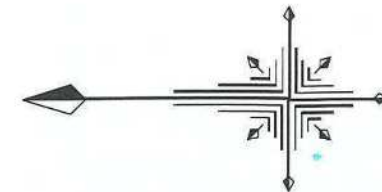
森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和8年1月16日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
姶良市北山字女夫石3149番、3171番9、字牟田山3463番6、3463番10、3463番41（次の図に示す部分に限る。）、木津志字カツラノ谷3784番1
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

保安林解除位置図 1/50,000



○	市役所及び町村役場
---	町界
---	市界
---	県界

- A-5工区：鹿児島県鹿児島市喜入中名町5924-24地先（水源かん養保安林）
- A-6工区：鹿児島県鹿児島市喜入中名町5924-21地先（水源かん養保安林）
- B-2工区：鹿児島県南九州市知覧町郡字瀧川良11923-1地先（水源かん養保安林）

谷山ICから

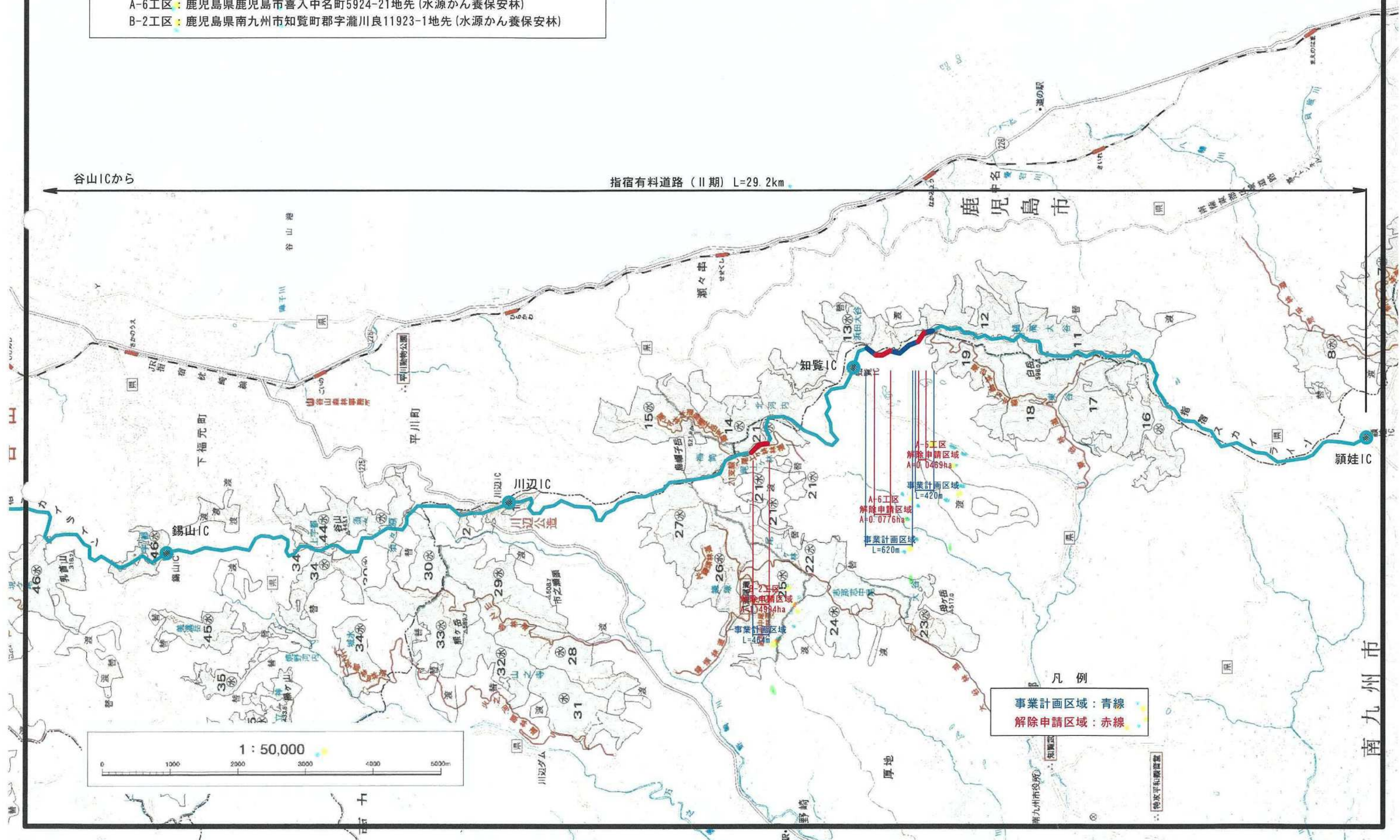
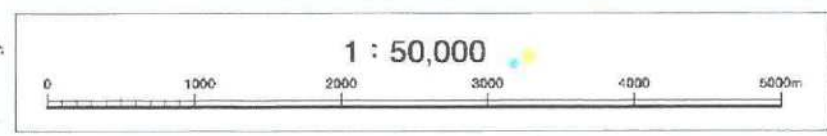
指宿有料道路（Ⅱ期）L=29.2km

鹿児島市

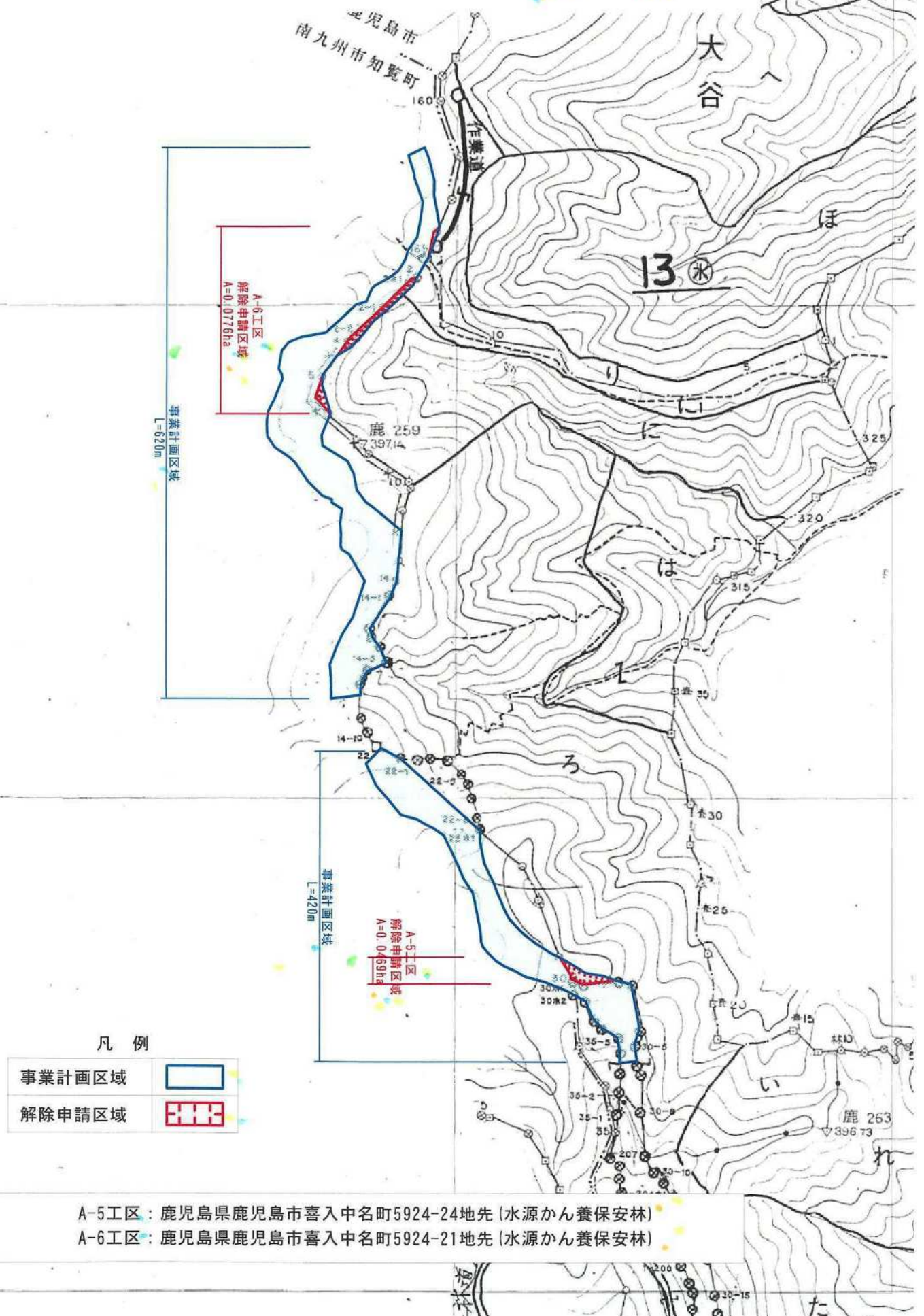
南九州市

凡例

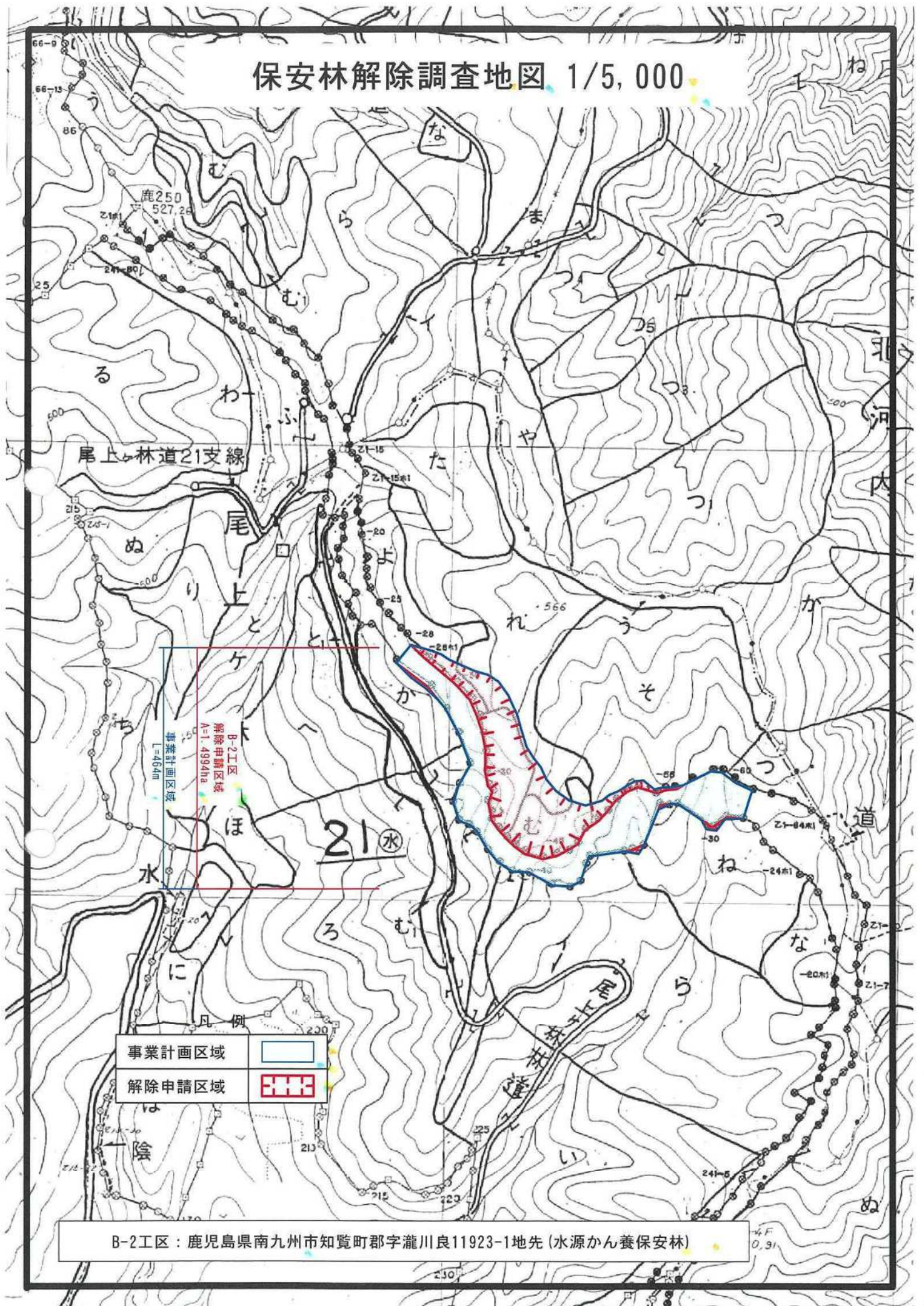
- 事業計画区域：青線
- 解除申請区域：赤線



保安林解除調査地図 1/5,000



保安林解除調査地図 1/5,000



B-2工区：鹿児島県南九州市知覧町郡字瀧川良11923-1地先(水源かん養保安林)